

小美玉市立小川南中学校いじめ防止基本方針及び組織

令和7年4月1日

1 はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。（茨城県いじめ防止基本方針）

そこで、本校では、生徒の健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、いじめ防止の基本的な方針を策定し具体的に対策を推進していきます。

2 いじめの防止等に関する基本的な方針

(1) いじめの定義 いじめ防止対策推進法（以下、法とする）第2条 第1項

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義のポイント

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

(2) 基本理念 法3条

いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、全校生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は全校生徒が安心して中学校生活を送り、勉強や様々な活動に取り組むことができるように、いじめがない学校づくりを実現しなければなりません。さらに、直接的にいじめを行う生徒ばかりではなく、「観衆」（はやしたてる生徒）や「傍観者」（見て見ぬ振りをする生徒）を決して許さない学校を目指します。そのため、全職員が「いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうる」といった危機管理意識をもち、学校が明るく・楽しく・将来の夢を語り合う空間になることを目指し、保護者・地域・関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に努めます。

(3) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努めます。

本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえ、該当生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断において、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に観察します。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査（毎月1回のアンケート）を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導、対応等を行います。

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ対策委員会」へ情報共有します。

3 いじめの防止等に関する基本的な対策

☆日常的な児童生徒の観察、定期面談・アンケートにより早期発見に努力

(1) 学校が講ずる基本的施策

【生徒】

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（法第4条）の徹底。

☆生徒会を主体とした呼びかけやキャンペーン活動の実施

【学校】

① 道徳教育等の充実 法15条

- ・本音で語り合い、自己の生き方についての考えや自覚を深められるような授業の工夫（自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会や自らの成長を実感できる機会の充実）
- ・生徒自らがいじめ問題について考え、いじめ撲滅や命の大切さについて呼びかけたり、議論したりする活動の充実
- ・校内研修の充実

② 早期発見のための措置 法16条

ア いじめを早期に発見するため、在籍生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査（無記名）（毎月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒から調査（年2回 10月、2月）

イ 保護者向けのアンケートを年2回行い、家庭において把握した生徒からいじめの訴えや、保護者が見たり聞いたりした情報を把握する。（年2回 10月、2月）

ウ 校内オンライン相談窓口を設置し、生徒が適時SOSを出せる環境を整備する。

エ 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-Uテスト」を年2回（6月、12月）行い、いじめの発生・深刻化の予防やいじめを受けている生徒の発見に活用する。

特に非承認群、侵害行為認知群、学校生活不満足群、要支援群の生徒については、「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、適切な対応を行う。

③ 相談体制の整備 法16条3項

- ・教育相談を通じた学級担任による生徒から調査（年2回 9月、2月）
- ・スクールカウンセラー・市適応指導教室相談員の相談活動
- ・スクールカウンセラーによる校内研修
- ・相談窓口の周知

参考) 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

電話 0120-0-78310（なやみ言おう）

いじめ・体罰解消サポートセンター（水戸教育事務所）

電話 029-221-5550

（月～金 9：00～17：00）

④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進 法19条

インターネット等を通じて行われるいじめは、発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル教育や啓発活動を行う。

- ・情報モラルに関する講演会 生徒対象（年1回）
- ・保護者との連携
 - i) フィルタリングの啓発
 - ii) スマートフォンを持つ時のルールづくりの呼びかけ

⑤ 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を踏まえた取組の実施

⑥ 学校評価への評価項目の位置づけ 法34条

⑦ ホームページへの掲載

【保護者・地域・関係機関との連携】

いじめの問題への対応については、学校や保護者、教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、日頃から警察署等の関係機関との情報交換等をとおして、情報共有体制を構築する。

① 保護者

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

② 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・主任児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を密にする。いじめが発生した場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

③ 関係機関

学校だけでは問題の解消が困難であると判断した場合、速やかに市適応指導教室、市子ども課、警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに所轄警察署に通報する。

④ その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

(2) 個別のいじめに対して学校が講ずる措置

① いじめの事実確認

いじめを発見し解消に向けた行動を取るようになった場合、事実確認の面談は慎重に行う必要がある。 法 23 条

- ・被害者の訴えを受けとめる。
- ・いじめの実態と構造をつかむ。
- ・必要に応じて被害者の保護者と面接する。
- ・加害者のいじめにいたる行動、心理的背景に留意する。

② いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援 法 17 条

③ いじめを行った児童生徒に対する指導や保護者への助言 法 17 条

④ いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒に対する経過観察指導

(3) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の 2 つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する、心理的・物理的な影響をあたえる行為が止んで、3 ヶ月継続していること

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

※被害者（保護者）に面談等で確認する。

4 いじめの問題のための対策に関する組織

☆ 学級担任等が抱え込まず「いじめ問題対策委員会」で迅速かつ的確に対応

(1) 学校内の組織

① 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学年主任、特別支援コーディネーター

※校長が必要と認める者

※ＳＣ ※ＳＳＣ ※適応指導教室相談員等 ※市子ども課相談員

※学校運営連絡協議会（保護者・区長・民生委員・児童委員・青少年相談員）

② いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策委員会」を活用して行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合は保護者等との連携を図り、学校と保護者を含めた会議を開催する。

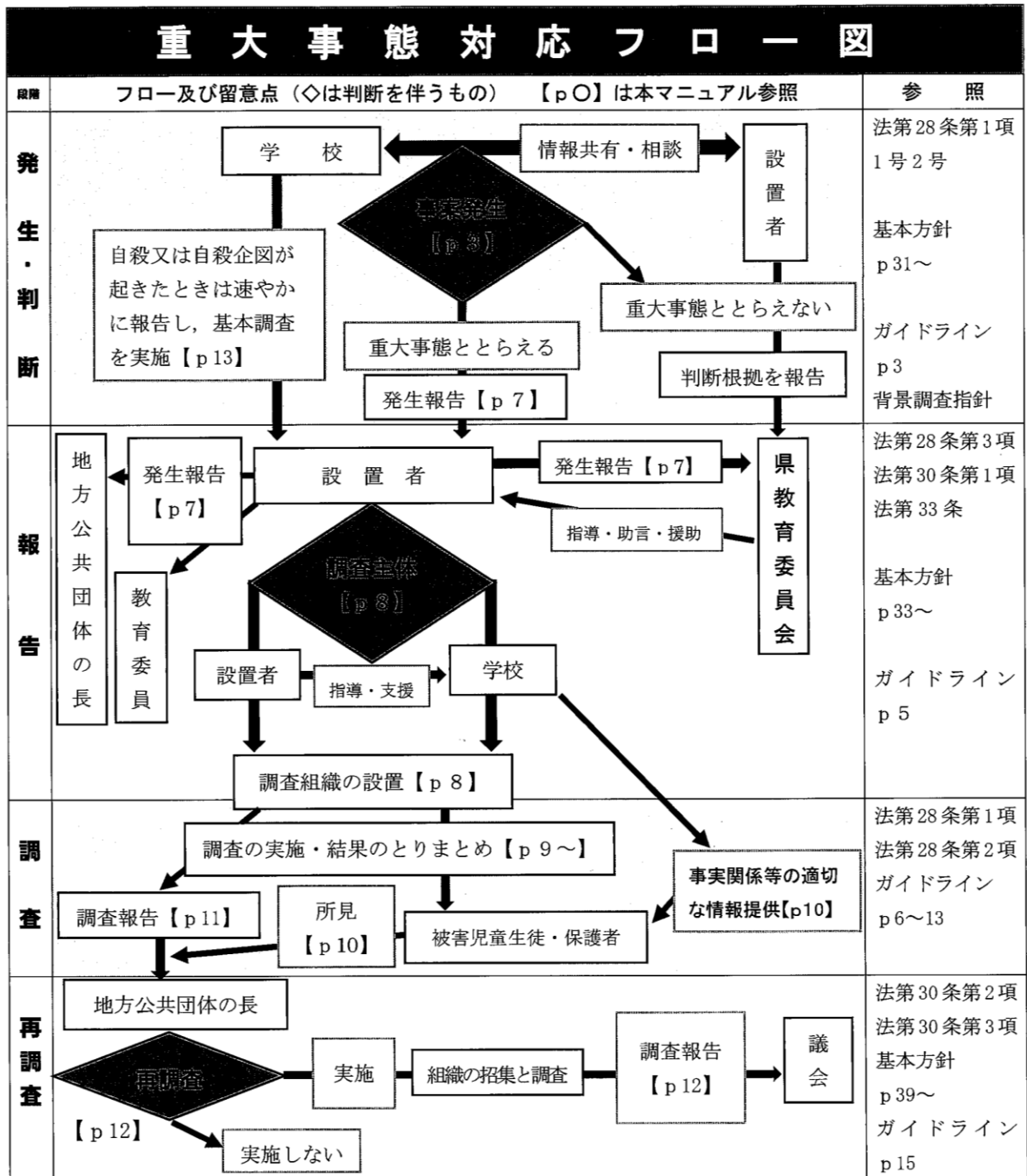
5 重大事案への対応

(1) 重大事態の意味

【生命心身財産重態自体】
いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 法 第28条第1項第1号

【不登校重大事態】
いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 法 第28条第1項第1号

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

(3) その他

- ① 学校いじめ防止基本方針は、保護者・地域に積極的に発信する。
- ② 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用して見直す。
- ③ その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

※1 重大事態の判断

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始

※2 重大事態の報告

「生命心身財産重大事態」

学校は事案を認知した場合、速やかに教育委員会に報告

「不登校重大事態」

欠席が 30 日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、児童生徒への聴き取り、重大事態と判断した際は、判断した後 7 日以内に教育委員会を経由して市長に報告

※3 再発防止に向けた取組について

(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

教育委員会及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる。

(2) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

学校は当該事案の再発防止策の策定と同時に、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題がなかったか」、また「いじめ解消のために不足している取組はないか」について協議し、新たな事案の未然防止に努める。また協議で出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解する。なお、学校のいじめ防止基本方針を改訂した場合は、教育委員会に報告する。

令和7年度 いじめ防止対策年間計画

時 期	○活動内容 ・ねらい	対 象	備 考
4 月	○構成的グループエンカウンター ・他者理解 ○いじめに関するアンケート（毎月） ・実態把握 ○道徳教育の充実（年間）	全生徒 全生徒 全生徒	
5 月	○生徒総会 ・生徒主体の活動の活性化 ○3年修学旅行 ・班別行動を通した望ましい集団づくり ○絆づくりプロジェクト（SC活用） ・他者理解 ○体育祭 ・生徒中心の活動を通した望ましい集団づくり ○第1回生徒指導訪問 ・教職員の指導力向上	全生徒 3年生 1年生 全生徒 全職員	
6 月	○Q-Uテスト ・情報収集、いじめの実態把握	全生徒	
7 月	○スクールロイヤー 講演会（ネットいじめ）	全生徒	
8 月	○職員研修（SC活用） ・小中合同による研修	全職員	
9 月	○人権メッセージ応募	全生徒	
10 月	○学校評価 ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握	全生徒、保護者 全生徒	
11 月	○小・中連携あいさつ運動 ・小学生との心のふれあい ○あしのみ祭 ・学級活動を通した望ましい集団づくり ○第2回生徒指導訪問 ・教職員の指導力向上	生徒会、委員会 全生徒 全職員	
12 月	○情報モラル指導員講演会（情報モラル） ○2年校外学習 ・班別活動を通した望ましい集団づくり ○人権週間 ・いじめ防止百人一首の実施 ○Q-Uテスト ・情報収集、いじめの実態把握	全生徒 2年生 全生徒 全生徒	
1 月	○スキー学習 ・宿泊体験を通した望ましい集団づくり	1年生	
2 月	○学校評価 ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握	全生徒、保護者 全生徒	
3 月	○いじめ問題対策委員会 ・今年度の反省及び課題 ・年間計画の見直し	校内運営委員	